

【訪問看護医療料金表（2024年6月改定版）】

《負担額計算方法》 ①管理療養費 + ②基本療養費（医療もしくは精神医療） + ③加算（該当項目のみ）

※訪問看護費負担額は1割～3割負担になります。

《①管理療養費：医療・精神医療》

（○は必須 △は適宜）

※利用料金は全て1割負担で記入しております。

管理療養費		利用料金 (円/回)	備考
訪問看護管理療養費		¥767	月の初日の訪問の場合
	訪問看護管理療養費1	¥300	月の2回目以降の訪問の場合
	訪問看護管理療養費2	¥250	

《②基本療養費：医療》

基本療養費		利用料金 (円/回)	備考
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき） ※准看護師の場合は ×90/100%	看護師 週3日まで	¥555	1人の利用者に原則週3日までの算定。1日1回。1回の訪問時間30分～1時間30分。 ※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者【表1】は日数の制限がない
	看護師 週4日以降	¥655	
訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき） ※同一建物への訪問 ※准看護師の場合は ×90/100%	看護師 同一日2人	3日まで/週	¥555
		4日以降/週	¥655
	看護師 同一日3人以上	3日まで/週	¥278
		4日以降/週	¥328
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は 入院中に2回	¥850	退院後に訪問看護を利用とする入院患者の自宅療養に備えて外泊中（1泊2日以上）に通常1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者【表1】は、入院中2回まで、その他外泊にあたり訪問看護が必要な際、入院中1回まで算定できる。 ※状態の変化等で退院できなくなった場合いつでも算定できる。 ※要介護・要支援者であっても、医療保険での利用となる。

基本療養費		利用料金 (円/回)	備考	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき） ※准看護師の場合は ×90/100%	看護師週3日まで	30分以上	¥555	
		30分未満	¥425	
	看護師週4日以降	30分以上	¥655	
		30分未満	¥510	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ（1日につき） ※同一建物への訪問 ※准看護師の場合は ×90/100%	看護師 同一日 2人	3日目 まで/週	30分以上	¥555
		4日目 以降/週	30分未満	¥425
			30分以上	¥655
		30分未満	¥510	
	看護師 同一日 3人以上	3日目 まで/週	30分以上	¥278
			30分未満	¥213
		4日目 以降/週	30分以上	¥328
			30分未満	¥255
	看護師 同一日 2人	3日目 まで/週	30分以上	¥505
			30分未満	¥387
		4日目 以降/週	30分以上	¥605
			30分未満	¥472
看護師 同一日 3人以上		3日目 まで/週	30分以上	¥253
			30分未満	¥194
	4日目 以降/週	30分以上	¥303	
		30分未満	¥236	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	¥850		

《③加算》

加算		利用料金 (円/回)	備考	
難病等複数回訪問看護加算	2回/1日訪問	¥450	1日に2回以上または3回以上の訪問看護の加算です。 ※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者【表1】 特別訪問看護指示書の対象者	
	3回以上/1日訪問	¥800		
緊急訪問看護加算	1日につき(月14日まで)	¥256	利用者やご家族等の緊急の求めに応じ、主治医の指示により1日1回	
	1日につき(月15日目以降)	¥200		
長時間訪問看護加算(90分超)	1日/週	¥520	週1日まで (1)未満の超重症児又は準超重症児 (2)特掲診療科の施設基準等別表8に掲げる疾病等の利用者 (3)特別訪問指示書に関わる訪問看護利用者 週3日まで 上記の(1)及び(2)(15歳未満の小児)	
複数名訪問看護加算	①看護師2人以下 (30分未満は除く) 算定要件①～③	1日に1回	¥450	1人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合)に複数名で訪問します。 <算定対象> ①末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病【表1】等の方 ②特別訪問看護指示書に関わる訪問看護を受けている ③暴力行為・著しい迷惑行為、器物破損行為がある ④利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる者 ⑤その他利用者の状態から、①から④のいずれかに準ずる。(看護補助者に限る)
	②看護師と准看護師 (30分未満は除く) 算定要件①～③	1日に1回	¥380	
	③看護師と看護補助者 (週3) 算定要件③～⑤	1日に1回	¥300	
		1日に2回	¥600	
		1日に3回以上	¥1,000	
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥600	退院した日に療養上必要な指導を行った場合 対象者:末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病【表1】等の方 退院日の訪問が必要と認められた方	
	※長時間(90分以上)の場合	¥840		
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥800	病院や介護老人保健施設にて入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上の必要な相談指導を行った場合に算定します。算定の先月に実施しても算定可能。 ⇒特別管理加算が算定できる状態の該当者に上乗せ加算できる。	
在宅患者連携指導加算	1回あたり(月1回まで)	¥300	月2回以上の医療関係職種間で文書などにより共有された情報を基に利用者又は家族などに指導を行った場合。	
在宅患者緊急カンファレンス加算	1回あたり(月2回まで)	¥200	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行う場合に算定します。	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ(在宅での死亡)	死亡月1回	¥2,500	死亡日および死亡前14日以内の計15日に2回以上、訪問看護基本療養費を算定している場合、死亡月に算定。(介護保険との通算可能)	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ(特別養護老人ホーム)		¥1,000		
24時間対応体制加算	1月あたり	¥652	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時に電話で相談できる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。	

《③加算》

加算		利用料金 (円/回)	備考
特別管理加算Ⅰ	1月あたり(重症度が高い利用者)	¥500	・在宅自己腹膜透析指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺血圧省患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡がある状態 ・点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態
特別管理加算Ⅱ	1月あたり	¥250	
夜間・早朝訪問看護加算 夜18時～22時まで/早朝6時～8時まで	1回につき	¥210	緊急訪問加算と併用加算可能。利用者又は家族などの求めに応じて。緊急訪問加算と併用加算可能。
深夜訪問看護加算 22時～6時まで	1回につき	¥420	
訪問看護情報提供療養費 1	月1回	¥150	市町村、保健所からの求めに応じて訪問看護の情報を提供した場合 <算定対象> ・末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病【表1】等の方 ・精神障害を有する者またはその家族
訪問看護情報提供療養費 2			小、中学校等に入学や転学時等の当該学校に始めて在籍する利用者について学校からの求めに応じて情報を提供した場合 <算定対象> ・末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病【表1】等の方 ・15歳未満の腸重症児摩耶は準超重症児
訪問看護情報提供療養費 3			・在宅悪性腫瘍患者指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導を受けている状態にある者 ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
訪問看護医療DX情報活用加算	1月あたり	¥5	
精神科複数回訪問加算	1日2回	¥450	
	1日3回以上	¥800	
精神科緊急訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)	¥265	
	1日につき(月15日目以降)	¥200	
長時間精神科訪問看護加算(90分超)	1日/週	¥520	
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満の場合を除く)	①看護師2人以下	1日に1回	¥450
		1日に2回	¥900
		1日に3回以上	¥1,450
	②看護師と准看護師	1日に1回	¥380
		1日に2回	¥760
	③看護師と看護補助者もしくは精神保健福祉士が同行 ※週1回に限る	1日に3回以上	¥1,240
③看護師と看護補助者もしくは精神保健福祉士が同行 ※週1回に限る		¥300	
精神科重症患者支援管理連携加算 イ	月1回	¥840	
精神科重症患者支援管理連携加算 ロ	月1回	¥580	
特別地域訪問看護加算	所定の50%		

※尚、診療報酬改定に伴い金額が変動する事がございますので予めご了承ください。

《医療保険：訪問看護料金例》※1

(例)1割負担の場合	訪問看護基本料	
	当月初回	2回目以降
訪問(30分以上)	¥1,322	¥855～¥955
その他加算	状況により加算が発生する場合があります。	

【表1】厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者)

①特掲診療科の施設基準等、別表第7に掲げる疾病等の者(別表第7)

1. 末期の悪性腫瘍 2. 多発性硬化症 3. 重症筋無力症 4. スモン 5. 筋委縮性側索硬化症 6. 脊髄小脳変性症 7. ハンチントン病 8. 進行性筋ジストロフィー 9. パーキンソン病関連疾患 10. 多系統委縮症 11. プリオン病
 12. 亜急性硬化性全脳炎 13. ライソゾーム病 14. 副腎白質ジストロフィー 15. 脊髄性筋委縮症 16. 球精髄性筋委縮症
 17. 慢性炎症性脱髄性多発神経症 18. 後天性免疫不全症候群 19. 頸髄損傷 20. 人工呼吸器を使用している状態

②特掲診療科施設基準等、別表第8に掲げる疾病等の者(別表第8)

1. 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるもの又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 2. 以下のいずれかを受けている状態にある者。在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
 3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
 4. 真皮を超える褥創の状態にあるもの
 5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

その他の利用料(自己負担)

【医療保険によらないサービス提供】

① 交通費:通常の事業の実施地域を超えて行う指定[介護予防]訪問看護に要する交通費・駐車場代金は、その実費を徴収する。

なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額とする。(税抜き)

- 一、 事業所から片道 2km以上 200円
 二、 事業所から片道 2km以上で1km毎30円増し 距離 ()km ()円

② 死後の処置 : 20,000円 (税抜)

③ 営業日以外の利用 (税抜)

		自己負担費用
営業日以外の営業時間	1時間	¥2,000

④ 自費によるサービス(プライベート看護サービス) (税抜)

	基本単価 平日 (8~18時)	平日夜間帯 18~22時・ 早朝6~8時	平日深夜帯 22~6時	土、日、祝 日の日中 18~22時 早朝6~8時	土、日、祝 日の深夜帯 22~6時	年末年始の 全日
30分	¥5,000	¥5,700	¥6,800	¥6,200	¥7,500	¥7,500
1時間	¥9,000	¥11,250	¥13,500	¥12,150	¥14,400	¥14,400